

互換品の不当な抱き合わせ販売が認定された事例

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和3年9月30日
【事件番号】 令和1年（ワ）第35167号
【事件名】 独占禁止法に基づく差止等請求事件（エレコム対ブラザー工業事件）
【裁判結果】 請求一部認容
【参照法令】 独占禁止法2条9項6号ハ・一般指定10項・19条・24条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571786

山形大学講師 穴戸 聖

事実の概要

被告はプリンタや複合機等の製造及び販売を主たる業とする株式会社である。被告の製造するインクジェットプリンタは着脱可能なカートリッジを装着して印刷を行うものであり、当該プリンタについては、純正品、使用済みの純正品に互換インクを充填したりサイクル品、被告以外の業者が設計、製造及び販売をする互換品の3種類のカートリッジと、純正品用の詰替用インクが販売されている。原告であるエレコム及びカラークリエーションはこのうちの互換品カートリッジを販売している。本件は、被告が自社の製造する5種類のインクジェットプリンタについて、不公正な取引方法の一般指定10項（抱き合わせ販売等）又は14項（取引妨害）に該当し、独禁法19条に違反して「合理的な理由なく設計変更（後記本件設計変更）を行い、原告らの製造するカートリッジを認識しないようにすることにより、原告らを上記各プリンタにおいて使用可能なカートリッジの市場から不当に排除した」として、両原告が独禁法24条に基づく差止を、エレコムが独禁法違反の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

被告は平成30年9月以降に3機種（本件プリンタ1～3）、平成31年3月以降に2機種（本件プリンタ4～5）のプリンタを販売している。以下、これらのプリンタ全てを指して「本件各プリンタ」、本件プリンタ1から3のうち平成30年12月以降に製造されたものと本件プリンタ4及び5

を指して「本件新プリンタ」という。

本件各プリンタにはカートリッジ装着時に3.3Vの電圧をかけてカートリッジの情報を読み取る機能（本件認証機能）が備えられている。被告は平成30年12月以降、本件新プリンタについて、新たな回路を設け、カートリッジ装着時に本件認証機能の作動より先に1.5V回路に1.5Vの電圧をかけて電流量を計測し、約0.169mA（本件基準電流量）を超える電流量を検知した場合には、3.3V回路に電流を流さずに「インクを検知できません 01」というエラーを表示するようにした。以下、この変更を「本件設計変更（本件行為）」という。なお、本件プリンタ1から3のうち本件設計変更前に製造されたものを「本件旧プリンタ」とする。

被告は本件各プリンタにおいて使用可能な純正品カートリッジ（以下、「本件純正品カートリッジ」）を販売しており、原告らは本件旧プリンタにおいて使用可能な互換品カートリッジ（以下、「互換品」）を販売していた。しかし、本件設計変更の結果として、原告らが販売していた本件旧プリンタにおいて使用可能な互換品を2本以上本件新プリンタに装着した際、エラーメッセージが表示されるようになったため、平成31年3月以降、本件新プリンタにおいて使用可能な互換品を販売している。

判決の要旨

請求一部認容（差止請求は棄却、損害賠償請求額の一部の支払いを命じた）。

以下、判決で示された5つの争点に沿って判旨を紹介する。

1 本件設計変更に正当化理由がないか否か

「①本件設計変更は、原告らと被告との間に構造的な競争関係が存在する中で…、具体的な必要性がないにもかかわらず…既に発売されており、かつ発売開始から数か月しか経っていなかった本件プリンタ1から…3までをも対象として行われたものであること…、②本件設計変更により定められた本件基準電流量の設定には、被告の主張する目的に照らして合理的な理由が認められず、かえって互換品…を排除するためには有効に機能すること…に加え、[互換品の使用の排除が強く意識されていることが認められているという]…事情も考慮すれば、本件設計変更は、原告らを含む互換品カートリッジの製造業者に対し、本件設計変更により適合した新たな互換品…を開発し、製造する作業が必要となる状況を作出すことによって、互換品…の販売を困難にする目的で行ったものと認められる。」

「したがって、本件設計変更により正当化理由は認められない。」

2 本件設計変更が抱き合わせ販売等に当たるか否か

(1) 行為要件該当性

「…本件設計変更により、本件純正品…以外のカートリッジは本件新プリンタにおいて使用不能になり、本件新プリンタの購入者は、本件新プリンタにおいて使用するカートリッジを購入するに際し、本件純正品…を購入せざるを得なくなったことが認められる。」

「したがって、本件設計変更は、『商品…の供給に併せて他の商品…を自己…から購入させ…ること』に当たるといふべきである。」

(2) 本件における市場

「…特定のプリンタにおいて使用可能なカートリッジは一定の範囲のものに限定されるのであるから、需要…代替性の観点から、従たる商品の市場は、被告の製造する本件新プリンタにおいて使用可能なカートリッジ等の市場であるといえる。」

(3) 公正競争阻害性

「…本件設計変更により、互換品…は本件新プリンタにおいて使用することができなくなったのであるから、本件設計変更は、互換品…販売業者を上記市場から排除するおそれがある。加えて、本件においては、主たる商品は被告が製造販売する商品であること、原告らを含む互換品…販売業者は、上記市場において相当程度高いシェアを有していた…。そして、…本件設計変更には、技術上の必要性等の正当化理由は認められないのであるから、本件設計変更には、上記市場における公正な競争を阻害するおそれがある…。…本件設計変更は、抱き合わせ販売等に当たり、このように独禁法に違反して公正な競争を阻害する行為を行い、競業者に損害を与えることは、競業者である原告エレコムに対する不法行為を構成する。」

3 本件設計変更が競争者に対する取引妨害に当たるか否か

「なお、本件設計変更が争点(2)の観点から不法行為を構成することは既に判示したとおりであるから、争点(3)については判断を要しない。」

4 本件設計変更により原告らに著しい損害が生じるおそれがあるか否か

「原告らは、本件設計変更により本件新プリンタにおいて使用可能なカートリッジを短期間販売できなかったにすぎず、その金銭的損害が事後的な損害賠償請求等による救済により回復しがたい程度であるとまではいえない。」

「本件設計変更による排除効果は失われているところ、…原告らが本件設計変更により、上記市場から継続的に排除されるなどの事後的に回復し難いほどの信用毀損を被ったと認めるに足りる証拠はない。」

「したがって、本件設計変更によって原告らに『著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがある』とは認められないから、独禁法24条に基づく設計変更の差止めを求める原告らの請求は理由がない。」

5 原告エレコムに生じた損害の有無及び金額

本件設計変更によってエレコムが販売店及び購入者に対して返金をした際の費用137万6258円

に、弁護士費用のうち本件不法行為との相当因果関係が認められる部分を加えた、151万3884円が被告の不法行為による損害額として認定された。信用毀損による損害と逸失利益は認められないと判断されている。

判例の解説

以下、裁判所によって認容された原告側の主張に焦点をあてて解説をする。

一 本件行為の性質

本件設計変更（本件行為）の概要は、既に販売を開始していたプリンタも含めた複数の機種に新たな回路を設け、互換品を検知しないようにするというものであった。

判決では、互換品はリサイクル品カートリッジ（以下、「再生品」）のような生産数量の限定がなく、インク詰替えの手間や負担もない上、純正品と比較して安価であることが認定されている。ただし、互換品の製造業者は、新たなプリンタが発売された、あるいは、既存のプリンタの仕様が変更された場合には、当該プリンタを入手、分析して新しい互換品を開発、製造する必要があるとも認定されている。

これらの事実認定に照らして明らかな本件行為の帰結は、①互換品が技術的に使用不能となる、②原告らが本件行為に対応した互換品を新たに開発・販売する必要がある、③②で述べた対応が完了するまでの間、市場には本件純正品、再生品、互換インクのみが販売される状況であったことである。

このような状況下では、本件行為は、少なからぬプリンタの使用者にとって、本件純正品を購入することが望ましい状況を創出していたと考えられる。

二 本件判決の意義

従来の抱き合わせ販売等取引強制の事例では従来の商品の購入を強制するタイプの契約等何かしらの条件付が違反行為として認定されていたが¹⁾、本件では単なる製品の設計変更それ自体が抱き合わせ販売等に当たると認定されている。このことから、本件行為は事実上「技術的抱き合わせ

(technological tie)」に相当するといえる²⁾。独禁法上の評価において、技術的抱き合わせが抱き合わせ販売等に該当すると明示的に示した事例は本件が初めてである。

また、アフターマーケットを市場として認めた点も本件の特徴といえる。

三 本件行為の抱き合わせ販売等該当性

一般指定10項の成立要件は①二商品性、②取引の強制性、③公正競争阻害性の3つに整理できる³⁾。本判決は、まず「正当化理由」に関する評価として本件行為が互換品カートリッジの排除という目的に向けられたものであり、正当化理由を欠くものであることを確認している。その上で、判決は②について本件行為に関する事実から、③について、互換品が市場から排除されたこと、関連市場における被告の市場シェアが相当程度高いこと、本件行為には正当化理由がないことの3点から、各要件の充足を認めている。なお、①に関しては本件では問題とならないため以下では言及しない。

他の要因に優先して最初に、正当化理由と称して行為が専ら互換品排除の目的に向けられたものであったことが確認されているのは、本件行為が取引を強制する具体的な条件付等を伴わない行為だからである。通常、製品の設計変更はイノベーションの範疇にあり、独禁法上望ましい競争行動の一環として尊重されるべき行為である。ただし、製品の設計変更等は、それが品質や性能の向上といった側面を持たずに専ら互換品の排除に向けて行われた場合、例外的に技術的抱き合わせとして市場に悪影響をもたらす場合があることが知られている⁴⁾。判決は明示的に述べてはいないものの、このような技術的抱き合わせの評価に伴う偽陽性への配慮から、冒頭で行為の目的及び正当化理由について検討を行ったものと解釈できる。

②に関しては、従来「客観的にみて少なからぬ顧客が他の商品の購入を余儀なくされるかどうかによって決定される⁵⁾」と考えられてきたところ、本件では顧客が本件純正品の購入を余儀なくされたことが理由としてあげられていることから、本件もこの考えに沿った判断が下されたものと評価できる。ただし、冒頭の「正当化理由」の評価が②の評価では言及されておらず、③の評価でのみ

参照されている点には疑問も残る。既に述べたように、本件行為の外形は単なる仕様変更に過ぎない。このような行為が一般指定10項の抱き合わせ販売等の行為要件を充足すると評価するためには、まず行為がイノベーションの範疇にないことを確認する必要がある⁶⁾。この意味で、本来であれば判決は②の評価においても冒頭での目的及び正当化理由に関する検討を参照することが必要であった。もっとも、判決を好意的に解釈するのであれば、冒頭で本件行為の目的を評価することでこの要請に対応しているものとも考えられる。

③に関しては、抱き合わせ販売の公正競争阻害性を自由競争減殺と競争手段の不正のどちらかあるいは両方として捉えるという可能性がある⁷⁾。本件では、本件行為が原告らの市場シェアを奪い、結果として互換品が一定期間販売されなかったことが認定されていることから、本判決は本件行為の公正競争阻害性を自由競争減殺として捉えていると説明できる。既に述べたように、③の評価で正当化理由がないことへの言及があるのは、専ら互換品の排除に向けて行われた場合にのみ本件行為が問題とされるべきだからである。

ここまでの整理から明らかなように、判決が行った「正当化理由」の評価は、実質的には行為が専ら互換品排除の目的に向けて行われたことの確認でもあり、通常の反競争的効果への反証としての正当化理由の評価とは相違点がある。そして、このような相違点が生じる理由は本件行為が外形上は単なる仕様変更に過ぎないからである。

四 本件行為の取引妨害該当性

過去に公取委はプリンタ用の互換品の仕様変更が「技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて」行われ、当該互換品の再生利用が阻害された場合に、抱き合わせ販売等又は取引妨害に違反する可能性がある⁸⁾と述べている。上記の公取委の言及は、合理的な理由がない場合であれば当該行為が不正な取引方法に該当する理由を説明していない。この点を補足すると、三で述べたように、根本的に製品の改善としての側面を持たないことが明白な技術的変更といえるのであれば、イノベーションとしての尊重は必要ないということである⁹⁾。

本件設計変更が互換品排除の目的のもとに行わ

れ、正当な理由は見出されなかったとする地裁の認定は、まさにこのことを確認するものといえる。したがって、本件は、被告が、アフターマーケットであるインクカートリッジの市場において、当該インクカートリッジを利用可能なプリンタの製造業者が独立系のインクカートリッジ製造業者の取引を妨害していたものといえる余地があると思われる。なお、本件行為の本質はプリンタが互換品を認識させないようにする点であり、直接的に純正品の購入を強制するタイプの行為とはいえない。その意味で、本件行為は抱き合わせというよりもむしろアフターマーケットにおける競争者に対する妨害と捉えたほうが素直といえる。

●—注

- 1) 藤田屋事件・公取委審判審決平4・2・28 公取委審決集38巻41頁、東芝エレベータ事件・大阪高判平5・7・30 公取委審決集40巻651頁、マイクロソフト事件・公取委勧告審決平10・12・14 公取委審決集45巻153頁。
- 2) 3B PHILLIP E. AREEDA & HERBERT HOVENKAMP, ANTITRUST LAW, ¶ 777, at 325-339 (4th ed. 2015) [hereinafter 3B AREEDA & HOVENKAMP]; 10 PHILLIP E. AREEDA & HERBERT HOVENKAMP, ANTITRUST LAW, ¶ 1757, at 352-359 (4th ed. 2018) [hereinafter 10 AREEDA & HOVENKAMP]. 二商品性の評価の文脈ではあるが、技術的抱き合わせについて紹介する邦語文献として、泉水文雄『経済法入門』（有斐閣、2018年）262～263頁参照。
- 3) 泉水・前掲注2）260～264頁、白石忠志『独占禁止法（第3版）』（有斐閣、2016年）381～384頁。
- 4) See 3B AREEDA & HOVENKAMP, *supra* note 2, at 336-339; 10 AREEDA & HOVENKAMP, *supra* note 2, at 356-359.
- 5) 藤田屋事件・前掲注1)。
- 6) See 3B AREEDA & HOVENKAMP, *supra* note 2, at 337.
- 7) 両方の公正競争阻害性を認定した事例として藤田屋事件・前掲注1)。ただし、同事件における抱き合わせ販売について、自由競争減殺型の公正競争阻害性の認定には疑問が残る。この点については、例えば泉水・前掲注2) 269～271頁を参照。
- 8) 公取委「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」（2004年10月21日）。
- 9) 米国では、技術的抱き合わせも含め、このようなタイプの行為は「略奪的イノベーション」として議論されてきた歴史がある。See Thibault Schrepel, *Predatory Innovation: The Definite Need for Legal Recognition*, 21 SMU Sci. & Tech. L. Rev. 19, 22, 27 (2018).